

### 平常時における候補者の寄附などの禁止について



寄附やあいさつ状などは禁止されています

#### ■候補者の寄附の禁止

候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者（以下、候補者）は、寄附をすると処罰されます。

#### 【ポイント】

候補者が選挙区内にある者に対して寄附をすること（政党その他政治団体や親族に対するものおよび政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償（注）は除く）は、その時期や名義のいかんを問わず禁止されており、次の寄附行為を除き、すべて罰則の対象となります。

また、候補者以外の者が、候補者名義の寄附をすることも禁止されており、罰則の対象となります。

（注）政治教育集会に関する実費の

うち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

#### ●罰則の対象とならない寄附行為

- ① 候補者本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ② 候補者本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

※①・②であっても、選挙に関してなされた場合や、通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。

#### ■候補者に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が、威迫（威力を示して相手を脅して従わせようとする）として、あるいは、候補者などを隔れる目的で寄附を求めると処罰されます。

#### 【ポイント】

候補者に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることも禁止されています。

また、候補者を威迫して、あるいは候補者の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。

加えて、候補者名義の寄附を求めるとも禁止され、威迫して求める

選挙で、候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者は、平常時における寄附やあいさつが禁止されています。

と処罰されます。

#### ■候補者の関係団体の寄附の禁止

候補者が役員、構成員である団体が、候補者の氏名を表示して選挙に関し寄附をすると処罰されます。

#### 【ポイント】

候補者が役員、構成員である団体・会社が、選挙区内にある者に対して、候補者の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。 ※政党に対する寄附については除きます。

#### ■後援団体の寄附の禁止

候補者の後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

#### 【ポイント】

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんを問わず、処罰されます。

#### ■年賀状などのあいさつ状の禁止

候補者は、年賀状などの時候のあいさつ状を出すことが禁じられています。

#### 【ポイント】

候補者は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞い状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれる）を出すことを禁止されています。

#### ■あいさつを目的とする有料広告の禁止

候補者や後援団体が、新聞などに有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。

#### 【ポイント】

候補者や後援団体が、選挙区内にある者に対し、主としてあいさつを目的とする有料の広告（いわゆる名刺広告など）を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すと処罰されます。 なお、候補者や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

後期高齢者医療

後期高齢者医療保険制度についてのお知らせ



健康で元気に過ごしましょう。(画像はイメージ)

■平成21年度の後期高齢者の医療費の状況について

平成20年度から始まりました後期高齢者医療制度は、熊本県のすべての市町村が加入し熊本県後期高齢者医療広域連合が運営しています。

●熊本県の状況

平成21年度の県内の後期高齢者医療の被保険者は、24万9,547人です。

医療費の総額は約2,392億円になり、1人当たりでは、95万8,000円ほどになります。

●本町の状況

本町の後期高齢者医療の被保険者は、2,228人です。

医療費の総額は約20億3,000

万円になり、1人当たりでは、91万3,000円ほどで、県内45市町村の中で上から23番目になります。

なお、平成20年度の本町の1人当たりの医療費は82万5,000円でしたので、8万8,000円増えています。

このように、医療費は年々増え続けています。

■平成21年度後期高齢者医療保険料の収納状況

後期高齢者医療制度では、被保険者に保険料の納付が義務づけられています。

平成21年度における本町の収納状況は、保険料の収納額が約6,900万円で、収納率は99・88割になりました。

保険料の収納は、年金からの天引きが原則ですが、天引きにならず普通徴収の場合もあります。後期高齢者保険料の納付書が送付された場合は、お支払いください。

なお、年金からの天引きを、口座振替に変更することもできます。ご希望の場合は町住民生活課にご相談ください。

また、保険料の滞納がある場合は、被保険者証が3か月の期限で定められた短期証の交付になります。納付

後期高齢者医療の被保険者の皆さんは、ご自身の体を知り健康を守るために、町が実施する後期高齢者健康診査を受けましょう。

書を受け取られた場合は、必ず納付をお願いします。

■後期高齢者健康診査を受診してください

後期高齢者の皆さんは、ご自身の健康を守るために、町が実施する後期高齢者健康診査を受けましょう。

平成21年度は、2,228人の中で189人が受診されました。受診率は8・48割で、広域連合が目標としている17・50割を大きく下回っています。

町から、健診の希望調査を毎年4月に各家庭に配布します。6月から7月までに実施する健診に、積極的にご参加ください。

年に1回は、自己負担800円で自分自身の体の状態をチェックしましょう。

■「あんま・はり・きゅう」治療券について

町では、「あんま・はり・きゅう」の治療を受ける場合に利用できる治療券を交付しています。

今年交付しました治療券は、来年3月31日(木)まで使用できます。

また治療券の交付を受けていない人で治療券が必要な人は、申請により1人当たり1枚1,000円を5

枚利用できます。

印かんと被保険者証をお持ちの上、町住民生活課において申請手続きをしてください。

■適切な医療機関の受診やジェネリック医薬品の利用

医療費が増える原因の一つとして、緊急性がない場合における休日や夜間の受診が見受けられます。診察を受ける前に、平日の時間内に受診できないか考えてみましょう。

また、かかりつけの医師を持つことは、気軽に相談できるとともに、病気の早期発見や重症化を防ぐことにもつながります。

また、効能がほぼ同じで、新薬に比べて自己負担が安くなるジェネリック医薬品(後発医薬品)を効果的に利用しましょう。

後期高齢者医療制度についての詳しい内容などについては、お気軽にお問い合わせください。

▼お問い合わせ先  
熊本県後期高齢者医療広域連合

☎096・361・6511

町住民生活課

☎096・234・1111

(内線107)

✉k1g204@town.kosa.lg.jp